

労働分野経済協力に係る政労使懇談会開催要綱

1 趣旨・目的

労働分野において我が国に蓄積されている知見を活用し開発途上国に対する協力を効果的に実施することにより、開発途上国における社会開発に寄与するとともに、国際社会における我が国の国益の確保を図るため、ILO（国際労働機関）拠出金事業をはじめとした労働分野に関する技術協力のあり方について政労使及びILO関係者等による意見交換を行う。

2 運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省国際労働交渉官が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。
- (2) 懇談会の事務局は、厚生労働省大臣官房国際課国際労働・協力室にて行う。

3 参集者

一般社団法人 日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、ILO 駐日事務所及び厚生労働省からの代表者

4 開催時期

年 1 ～ 2 回 程度

5 検討事項

ILO 拠出金事業をはじめとした労働分野に係る技術協力のあり方について

労働分野経済協力に係る政労使懇談会開催要綱 新旧対照表

新	旧
1 略	1 略
<p>2 運営</p> <p>(1) 懇談会は、<u>厚生労働省国際労働交渉官</u>が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 運営</p> <p>(1) 懇談会は、<u>厚生労働省において国際労働を担当する審議官</u>が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。</p> <p>(2) 略</p>
3 略	3 略
4 略	4 略
5 略	5 略